

答 申 第 5 4 号

平成 26 年 12 月 11 日

仙台市長 奥山 恵美子 様  
(健康福祉局健康福祉部障害者支援課)

仙台市情報公開審査会  
会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 26 年 6 月 19 日付 H26 健健支第 654 号で諮問のありました下記の件について、別紙  
のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第 7 1 号 「障害者福祉サービス事業所〇〇〇の事業所認可を受ける際に提出し  
た〇〇〇 (アパート名) 〇号室の賃貸借契約書の写し」に係る公文書  
一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申  
(諮問第 71 号)

## 1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「障害者福祉サービス事業所〇〇〇の事業所認可を受ける際に提出した〇〇〇（アパート名）〇号室の賃貸借契約書の写し」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 4 月 17 日付で一部開示決定を行った。

本件異議申立ては、申立人が本件一部開示決定を取り消し、非開示箇所の開示を求めたものである。

## 3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、本件公文書の非開示箇所が条例第 7 条第 3 号に該当すると説明している。しかしながら、申立人は障害福祉サービス事業所〇〇〇（以下「当該事業所」という。）が入居している賃貸アパート「〇〇〇」（以下「当該物件」という。）の所有者であり、当該事業所を運営する特定非営利活動法人〇〇〇（以下「運営法人」という。）とは賃貸人と賃借人の関係にあることから、申立人は運営法人の競争上の地位を害する立場にはなく、当該物件の所有者として情報開示を受ける正当な権利を有している。また、運営法人が当該物件の前所有者と締結した契約には、前所有者に無断で契約書が作成されている等の契約上の瑕疵の存在が疑われていることに加え、運営法人の当該物件の利用態様についても、所有者の許可なく事業用に供したり、転貸したりといった契約違反の存在が疑われることから、運営法人は保護されるべき正当な利益を有しておらず、条例第 7 条第 3 号イの非開示理由には該当しない。

他方で、運営法人が当該物件を契約違反が疑われる形で使用していることにより、当該物件において混乱が生じたり、思いもよらない事故やトラブルが生じたりする可能性があり、結果として申立人が多額の損害を被るおそれがある。本件公文書に記載された情報は、申立人の財産保護につながるものであることから、条例第 7 条第 3 号ただし書に定めのある、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するものであり、申立人が開示を求めることは正当である。

## 4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭により説明した非開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

本件公文書は、運営法人が事業運営に必要な住居を確保するために当該物件の前所有者と締結した賃貸借契約に係る文書であり、前所有者の名称及び当該物件の賃料を確認できる内容が記載されている。

本件公文書は、運営法人がグループホームの指定を受けるために本市に限って提出したものであり、運営法人外に明らかにしているものではない。

申立人から開示を求められている情報のうち、前所有者の名称は運営法人の具体的な取引先の情報であり、また賃料は運営法人の取引の内容に関する情報であることから、いずれも運営法人の保有する営業活動上の秘密に関する情報に当たる。これらの情報を公にすることにより、運営法人の自由な事業活動や競争上の地位が損なわれる可能性がある等、正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号イに該当し、またその内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、一部開示決定を行ったものである。

申立人は、当該物件の現賃貸人であるため、情報開示を求める正当な権利を有しており、また、運営法人の競争上の地位を害する立場にないことから、条例第7条第3号イに該当しないと主張している。しかしながら、条例第7条第3号は公にすることによって法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれがある情報について非開示とする旨定めているものであり、申立人の立場によって情報を開示するか否かを判断する旨定めているものではないことから、異議申立人の主張には理由がない。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例第7条第3号イ該当性について

申立人は、申立人が当該物件の所有者であり、運営法人とは賃貸人と賃借人の関係にあることから、条例第7条第3号イに定める競争上の地位を害する立場には当たらないという。また、運営法人と当該物件の前所有者との間で結ばれた契約には瑕疵が疑われ、さらに運営法人による当該物件の利用態様に契約違反が疑われることから、運営法人は保護されるべき正当な利益を有しておらず、したがって条例第7条第3号イの及ぶところではないという。

条例においては、第1条においてその目的を「公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし」、「市の保有する情報の一層の公開を図」ることと定めており、また第4条において、「公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない」と開示請求の利用者の責務を定めている。その上で第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機

関の保有する公文書の開示を請求することができる」と開示請求権を定め、第7条各号において非開示とする情報を定めている。

以上を踏まえると、条例は、実施機関の正常な業務の運営に著しい支障を生じさせることを意図していることが明らかなもの等の不適正な請求を除いては、開示請求の利用者の立場にかかわらずその開示請求権を認め、かつ非開示情報に該当する場合を除き、開示することを定めているものと解される。

したがって、本件においても、申立人の立場が開示又は非開示の決定に影響を与えることはなく、本件公文書に記載された情報が第7条各号に掲げる非開示事由に該当するかどうかをもって実施機関の決定の妥当性を判断することとなる。

実施機関は、本件公文書に記載された情報のうち、前所有者の名称及び当該物件の賃料を確認できる情報について、運営法人の保有する営業活動上の秘密に関する情報であり、条例第7条第3号イに該当するとして非開示としている。特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）について定める特定非営利活動促進法は、NPO法人自らの情報公開として、事業報告書、計算書類及び財産目録並びに役員名簿等の書類を事務所において閲覧に供することを定めるとともに、NPO法人からこれらの書類の提出を受ける所轄庁の情報公開として、所轄庁においてもこれらの書類を閲覧に供することを定めている。実施機関が非開示情報であると判断した、前所有者の名称及び当該物件の賃料を確認できる情報は、運営法人自身及びその所轄庁である仙台市長により公開されている事業報告書、計算書類及び財産目録並びに役員名簿等の書類に記載がないことから、運営法人が通常公にしていなかった情報であると認められる。条例第7条第3号の規定は、法人等または事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護するという立場に基づいたものであり、通常公にされていない情報を明らかにすることで、運営法人の事業活動における正当な権利利益を害するおそれがあると判断した実施機関の決定は、妥当であると認められる。

## (2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

申立人は、運営法人が当該物件を契約違反が疑われる形で使用していることにより、経済的な損失を被るおそれがあり、本件公文書に記載された情報が申立人の財産保護につながるものであることから、条例第7条第3号ただし書に定める、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当し、開示されるべきであるという。

条例第7条第3号ただし書は、同号に該当すると判断される情報であっても、その情報を公にすることによって得られる公益が、法人等又は事業を営む個人の事業活動における正当な権利利益に優越する場合に当該情報を開示することとしたものであり、具体的には公害、薬害、食中毒、事故等の危害の発生の防止、現に発生している当該危害の排除・拡大の防止、再発防止に有用な情報がこれに当たる。

本件において、申立人が主張する経済的な損失を被るおそれは、そもそも申立人と運

営法人との間での賃貸借契約を巡る民事上の争いに起因するものであり、また、実施機関が非開示情報であると判断した、前所有者の名称及び当該物件の賃料を確認できる情報が、条例第7条第3号ただし書に定める情報に当たらないことは明らかである。

以上より、本件公文書の非開示情報は同号ただし書に該当しないとする実施機関の判断は、妥当であると認められる。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は、他にも意見を述べているが、それらの意見について判断することは当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものでもない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

(諮問第 71 号)

年 月 日	内 容
平成 26. 6. 19	・ 諮問を受けた
26. 6. 27	・ 実施機関（健康福祉局健康福祉部障害者支援課）から理由説明書を受理した
26. 7. 14	・ 申立人から意見書を受理した
26. 7. 25 (平成 26 年度第 3 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
26. 10. 6 (平成 26 年度第 5 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
26. 10. 31 (平成 26 年度第 6 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った